

★工作物の新築等の許可申請書に係る添付図書★

- イ) 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書（申請理由書）
- ロ) 位置図（縮尺 50,000 分の 1）
 - ・許可申請箇所を○印で示し「申請箇所」と朱書きすること。
- ハ) 実測平面図（縮尺 2,500 分の 1）
 - ・堤防、護岸、水制、寄洲等の状況、流水の方向及び道路等必要なものを図示し、申請区域及び関連施設などについて平面的な外形配置の分かる図面とし、付近の距離杭を記載すること。
 - ・河川区域、河川保全区域、官民境界を朱線で明示すること。
- ニ) 工作物の設計図（工作物の除去を行う場合は、除去するために掘削等する範囲が分かる図面）
 - a 縦断面図（縮尺 縦 100 分の 1 横 1,000 分の 1）
 - b 横断面図（縮尺 縦 100 分の 1 横 500 分の 1）
 - ・申請工作物と河床と河川管理施設との関係を知ることの出来る図面とすること。
 - ・横断面図の間隔は 50 m以内とする。
 - ・実測年月日を記入すること。
 - ・除去にあっては詳細図
 - c 構造図（縮尺 縦 100 分の 1 以上）
 - ・申請工作物と河川横断の関係を知らることが出来る図面とすること。
 - ・堤体横過して設置する工作物など（樋門、樋管等）は工作物の断面、水路の断面、流下勾配、敷高、H.W.L などの数値、改修計画定規断面との関連を明示すること。
 - ・橋梁添架等する工作物については、重量の分かる一覧表を記載すること。
 - d 構造詳細図（縮尺 50 分の 1 以上）
 - ・必要箇所について記入
 - ・申請工作物設置のため、仮締切を必要とするものは詳細図を添付のこと。
なお、仮締切工法、H.W.L の数値など明示し、掘削堤防との関係を併せて明示すること。
- ホ) 工事の実施方法を記載した図書
 - ・工程表
 - ・工事仕様書
- ヘ) 占用する土地の面積計算書及び丈量図（縮尺 1,000 分の 1 以上）
 - ・計算書は原則として丈量図に記入すること。
- ト) 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合にあっては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有する事又は権限を取得する見込みが十分である事を示す書面
 - ・土地所有者の同意書又は契約書 など
- チ) 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - ・自然公園法の適用される箇所にあつてはその許可書の写 など
- リ) その他参考となるべき事項を記載した図書
 - ・管理計画書（公園、緑地及び広場等に使用する場合）
 - ・土地台帳図写（謄本及び公図<縮尺 1,000 分の 1 >）
 - a 法務局保存土地台帳図写とする。
 - b 申請位置を朱書きで明示すること。
 - c 河川区域、河川保全区域、官民境界を朱線で明示すること。

- ・工作物の新築等に係る場合に必要な都度添付すべき図書
 - a 地質資料
 - b 構造物安定計算書
 - c 工作物管理計画書 など
- ・写真
 - ・申請位置を明示すること。
 - ・河川区域、河川保全区域を明示すること。

(注)

1. 河川保全区域内における工作物の新築又は改築の添付図書はこれを準用する。
2. 河川管理施設より 5 m 以上離れた河川保全区域内における申請においては、工作物の設計図のうち、構造図及び構造詳細図並びに工事実施方法を記載した図書については省略できる。

★工作物の更新許可申請書に係る添付図書★

- イ) 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書 (申請理由書)
- ロ) 前回許可書 (写)
- ハ) 実測平面図 (縮尺 2,500 分の 1)
 - ・堤防、護岸、水制、寄洲等の状況、流水の方向及び道路等必要なものを図示し、申請区域及び関連施設などについて平面的な外形配置の分かる図面とし、付近の距離杭を記載すること。
 - ・占用箇所を明示すること。
 - ・河川区域、河川保全区域、官民境界を朱線で明示すること。
- ニ) 占用箇所及び許可標識の写真 (最新のもの)
 - a 申請位置、河川区域を明示すること。

※更新に係る添付図書はすべて最新のものを添付